

平成 年度新規要望箇所チェックリスト（案）
（全治山事業共通）

（事業名： ）
（都道府県名 ）
（地区名： ）

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が 明確であること （必要性）	・ 山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を実施する必要性が認めれること。	☐
2. 技術的可能性が 確実であること	・ 地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること	☐
3. 事業による効率 性が十分見込まれ ること （効率性）	・ 費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	☐
4. 事業の採択要件 を満たしているこ と	・ 事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐
5. 「自然と共生す る環境創造型事 業」であること	・ 自然環境の保全・形成の視点からみて、当該事業が適当であること	☐

注）・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規要望箇所チェックリスト

(保安林管理道を除く治山事業)(案)

(事業名:)

(都道府県名)

(地区名:)

II 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)	① 当該事業の実施により、山地に起因する災害から近隣住民の生命・財産の保全が図られる。 ② 当該事業の実施により、水源のかん養が図られる。 ③ 当該事業の実施により、生活環境の保全・形成等が図られる。	☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	① 治山事業長期計画等の上位計画からみて重点的に整備する妥当性がある。 ② 事業の経済性、効率性が十分確保されている。 ③ 森林の多面的機能の発揮に配慮した計画となっている。 ④ コスト縮減の具体的な配慮がなされた工種・工法を導入している。 ⑤ 間伐材等木材を有効利用した工種・工法を積極的に導入している。 ⑥ 地域関係者の理解が得られている。 ⑦ 他事業との連携に基づき具体的計画が策定されている。 ⑧ 地域戦略プラン等の地域計画に位置付けられており、他事業との調整が整っている。 ⑨ 山地災害危険地区に存する。 ⑩ 過去に、災害が発生し、重大な被害が生じたことがある。または、当該事業を早急に実施しなければ災害の発生する可能性が著しく高い。 ⑪ 保全対象施設に人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれる。 ⑫ 過去に渇水被害が発生したダム、集落等の水源森林地域である。 ⑬ 過去に土砂等の流入、水質の汚濁等が発生したダム、貯水池等の水源森林である。 ⑭ 市街地化が進展し、生活環境の保全・形成が強く求められる地域である。 ⑮ 自然環境の保全機能の高度発揮が強く求められている地域である。 ⑯ 他事業との関連で緊急性がある。 ⑰ 当該事業の早急な実施についての要望が地元から出されている。 ⑱ 森林の多様な機能を持続的に発揮させるための森林整備の推進に資する。 ⑲ 緊急間伐五箇年対策の推進に資する。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(都道府県名)

(地区名:)

[illegible]

・項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリストの判定基準（保安林管理道を除く治山事業）（案）

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ 森林法第25条第1項から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であって、これらの目的を有する保安林若しくは保安施設地区の指定がなされているか、又は確実なこと。 ・ 地すべりを防止するために必要な事業であって、地すべり防止区域の指定がなされているか、又は確実なこと。
2. 技術的可能性が確実であること	関係法令、治山技術基準等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性)	費用便益比 ≥ 1.0
4. 事業の採択要件を満たしていること	民有林補助治山事業実施要領、民有林補助治山事業採択基準、細部取扱い通知等に規定された事業内容、要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の全てに該当すること。 ・ 山崩れ、土石流等により失われた、又は失われるおそれのある森林環境の維持・回復に資する計画となっていること。 ・ 治山施設等の整備について、地域の景観や野生動植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されていること。

II 優先配慮事項

評価の内容	判定基準
事業で達成する目標に関する事項（有効性） ①当該事業の実施により、山地に起因する災害から近隣住民の生命・財産の保全が図られる ②当該事業の実施により、水源のかん養が図られる ③当該事業の実施により、生活環境の保全・形成等が図られる	豪雨、地震、火山噴火、流木等多様な現象による山地災害を防止し、また、これによる被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資する計画となっている。 良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資する計画となっている。 安全で良好な生活環境の保全・形成等に資する計画となっている。
事業内容や実施体制等に関する事項 ①治山事業長期計画等の上位計画からみて重点的に整備する妥当性がある ②事業の経済性、効率性が十分確保されている ③森林の多面的機能の発揮に配慮した計画となっている ④コスト削減の具体的な配慮がなされた工種・工法を導入している ⑤間伐材等木材を有効利用した工種・工法を積極的に導入している	都道府県治山事業七箇年計画、地域森林計画、地域防災計画等において、当該事業が位置付けられていること。 当該地区の諸条件からみて、適切な整備水準となっていること。 山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の複数の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・当該事業又は他事業により発生した資材（建設副産物、転石、火山礫等）を有効活用する計画となっている。 ・共同工事によりコスト削減を図る計画となっている。 ・新技術の導入等によりコスト削減を図る計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・間伐材等木材を利用した治山ダム工や大型の土留工等の設置を計画している。 ・間伐材等木材を利用した柵工、筋工等に係る直接工事費が当該事業全体の直接工事費に対して、類似条件の近傍地区等と比べると十分に大きいこと。 ・間伐材等木材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画となっている。

評価の内容	判 定 基 準
⑥地域関係者の理解が得られている	次の全てを満たすこと。 ・市町村長の同意が得られている。 ・地権者の同意が得られている。
⑦他事業との連携に基づき具体的計画が策定されている	同左
⑧地域戦略プラン等の地域計画に位置付けられており、他事業との調整が整っている	同左
⑨山地災害危険地区に存する	当該事業の全体計画区域内に山地災害危険地区が存すること。
⑩過去に、災害が発生し、重大な被害が生じたことがある。または、当該事業を早急に実施しなければ災害の発生する可能性が著しく高い	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・過去20年以内に重大な被害が生じた災害の発生がある。 ・クラックの発生等災害発生の兆候が認められる。
⑪保全対象施設に人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれる	同左
⑫過去に洪水被害が発生したダム、集落等の水源森林地域である	次の全てを満たすこと。 ・過去20年以内に洪水被害が発生した地域であること。 ・ダム、集落等の水源森林地域であること。
⑬過去に土砂等の流入、水質の汚濁等が発生したダム、貯水池等の水源森林である	過去20年以内に土砂等の流入、水質の汚濁等が発生したダム、貯水池等の水源森林であること。
⑭市街地化が進展し、生活環境の保全・形成が強く求められる地域である	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・D I D地区の周辺森林。 ・過去20年間に宅地等の開発のあった地域の周辺森林。
⑮自然環境の保全機能の高度発揮が強く求められている地域である	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・自然公園法に規定する自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域に存する。 ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る。）の周辺地域に存する。 ・レッドデータブック等により保護すべき動植物の生息場所に近接する。
⑯他事業との関連で緊急性がある	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗に影響が出ること。
⑰当該事業の早急な実施についての要望が地元から出されている	同左
⑱森林の多様な機能を持続的に発揮させるための森林整備の推進に資する	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・当該森林の状態が現に劣悪となっており、直ちに森林整備を実施する必要があること。 ・放置しておくことにより、当該森林の状態が劣悪となるおそれ強いこと。
⑲緊急間伐五箇年対策の推進に資する	本数調整伐を実施する計画となっている。

チェックリストの判定基準（保安林管理道）（案）

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林法第25条第1項から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であって、これらの目的を有する保安林若しくは保安施設地区の指定がなされているか、又は確実なこと。
2. 技術的可能性が確実であること	関係法令、治山技術基準等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性)	費用便益比 ≥ 1.0
4. 事業の採択要件を満たしていること	民有林補助治山事業実施要領、民有林補助治山事業採択基準、細部取扱い通知等に規定された事業内容、要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域の景観や野生動植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されていること。

II 優先配慮事項

評価の内容	判定基準
事業で達成する目的に関する事項（有効性） ①当該事業の実施により、山地に起因する災害から近隣住民の生命・財産の保全が図られる。 ②当該事業の実施により、水源のかん養が図られる。 ③当該事業の実施により、生活環境の保全・形成等が図られる。 ④保安林管理のための車両等の移動時間短縮により、資材の運搬等の効率化が図られる計画となっている。 ⑤相当量の治山事業の実施計画が予定地域で策定され、その実施が確実なものとなっている。	当該保安林管理道の実施により、その周辺で実施される治山事業の進捗が図られる結果として、豪雨、地震、火山噴火、流木等多様な現象による山地災害を防止し、また、これによる被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資する計画となっていること。 当該保安林管理道の実施により、その周辺で実施される治山事業の進捗が図られる結果として、良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資する計画となっていること。 当該保安林管理道の実施により、その周辺で実施される治山事業の進捗が図られる結果として、安全で良好な生活環境の保全・形成等に資する計画となっていること。 同左 当該保安林管理道の実施地域において、類似条件の近傍地区等と比べると、十分に集中的かつ効率的な治山事業の実施計画があること。
事業内容や実施体制等に関する事項 ①治山事業長期計画等の上位計画からみて重点的に整備する妥当性がある。 ②事業の経済性、効率性が十分確保されている。 ③コスト縮減の具体的な配慮がなされた工種・工法を導入している。 ④間伐材等木材を有効利用した工種・工法を積極的に導入している。 ⑤森林の多面的機能の発揮に配慮した計画となっている。 ⑥地域関係者の理解が得られている。 ⑦他事業との連携に基づき具体的計画が策定されている。 ⑧地域戦略プラン等の地域計画に位置付けられており、他事業との調整が整っている。 ⑨維持管理体制が担保されている。	都道府県治山事業七箇年計画、地域森林計画、地域防災計画等において位置付けられる治山事業について、当該保安林管理道の実施により、その進捗が図られること。 当該地区の諸条件からみて、適切な整備水準となっていること。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・当該事業又は他事業により発生した資材（建設副産物、転石、火山礫等）を有効活用する計画となっている。 ・共同工事によりコスト縮減を図る計画となっている。 ・新技術の導入等によりコスト縮減を図る計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・間伐材等木材を利用したガードレールや土留工等の設置を計画している。 ・間伐材等木材を利用した柵工、筋工等に係る直接工事費が法面緑化工全体の直接工事費に対して、類似条件の近傍地区等と比べると十分に大きいこと。 ・間伐材等木材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画となっている。 山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の複数の公益的機能の発揮に配慮した計画となっていること。 次の全てを満たすこと。 ・市町村長の同意が得られている。 ・地権者の同意が得られている。 同左 同左 同左

評価の内容	判 定 基 準
⑩隣接する道路等との接続が確保されている。	同左
⑪当該保安林管理道を設置しない場合、著しく事業実施が困難となるばかりでなく、多大な輸送コスト等が生じる。	同左
⑫当該地域においては、他に適当な移動手段を確保できない。	同左
⑬他事業との関連で緊急性がある。	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗に影響が出ること。
⑭当該事業の早急な実施についての要望が地元から出されている。	同左
⑮森林の多様な機能を持続的に発揮させるための森林整備の推進に資する。	当該保安林管理道の実施により、その周辺で実施される次のいずれか1項目以上に該当する治山事業の進捗が図られること。 ・当該森林の状態が現に劣悪となっており、直ちに森林整備を実施する必要があること。 ・放置しておくことにより、当該森林の状態が劣悪となるおそれ強いこと。
⑯緊急間伐五箇年対策の推進に資する。	当該保安林管理道の実施により、その周辺で実施される治山事業による本数調整伐が推進される計画となっていること。

平成 年度新規要望箇所チェックリスト
(森林環境保全整備事業 [国有林]) (案)

流域（森林計画区）		都道府県	
森林管理署等		計画期間	～

I．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること （必要性）	森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業による効果が十分見込まれること （効率性）	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	☐
4. 管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	☐
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備等が図られること。	☐

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の（ ）には、主として考えられる評価の観点を示している。

(森林環境保全整備事業 [国有林])

II. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の目標に関する事項 (有効性)	① 森林の重視すべき機能(3区分)に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること。	☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	① 森林整備と路網整備の連携など効果的な計画となっていること。	☐
	② 育成複層林施業(長期育成循環施業)、針広混交林化等の取り組みがなされていること。	☐
	③ 区域内の自然災害による被害地等の早期復旧が計画されていること。	☐
	④ 現地への通勤時間や集造材コストの低減が図られること。	☐
	⑤ 各々の事業内容の規格、規模等が適正であること。	☐
	⑥ 間伐材等の積極的な活用が図られていること。	☐
	⑦ 事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること。	☐
	⑧ 関連する他事業との調整が図られていること。	☐
	⑨ 地元の要望が高く、合意形成がなされていること。	☐
	⑩ 高性能林業機械等による作業システムの確立に取り組んでいること。	☐

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる評価の観点を示している。

チェックリストの判定基準
(森林環境保全整備事業 [国有林]) (案)

I. 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	整備内容ごとに、次の事項に該当すること。 ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、3区分に応じた望ましい施業が計画されていること。 ・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存のための施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。

（森林環境保全整備事業〔国有林〕）

Ⅱ．優先配慮事項

評価の内容		判定基準
1 事業 の 目 標	① 森林の重視すべき機能（3区分）に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること （有効性）	重視すべき機能の区分ごとの望ましい森林や、そこに早急に誘導するための方針が明らかにされているとともに、地域住民等の理解が得られていること。
2 事業 内 容 や 実 施 体 制 等	① 森林整備と路網整備の連携など効果的な計画となっていること	次の全てに該当すること。 ・ 森林整備と路網整備の連携が図られていること。 ・ 路網整備にあっては、林道と作業道等の効果的な配置が計画されていること。
	② 育成複層林施業（長期育成循環施業）、針広混交林化等の取り組みがなされていること	次の全てに該当すること。 ・ 森林の多面的機能の発揮のため、多様な森林づくりの取り組みがされていること。 ・ 過去の試験・研究成果を活用した施業方法等により計画されていること。
	③ 区域内の自然災害による被害地等の早期復旧が計画されていること	次の全てに該当すること。 ・ 区域内の被害地の賦存状況が把握されていること。 ・ 被害地の状況等に応じて必要な整備が計画されていること。
	④ 現地への通勤時間や集造材コストの低減が図られること	路網整備にあたり、森林管理、森林整備に係る通勤時間や集造材時のコストの低減が図られること。
	⑤ 各々の事業内容の規格、規模等が適正であること	森林整備、路網及び付帯する施設の規格、規模等が適正なものとなっていること。
	⑥ 間伐材等の積極的な活用が図られていること	路網整備、付帯する施設の整備等にあたり、間伐材等を積極的に活用するよう計画されていること。
	⑦ 事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること	森林の賦存状況、整備の緊急性、関連施設の整備状況等に応じて適切な年度別計画であること。
	⑧ 関連する他事業との調整が図られていること	森林整備及び路網整備等を効果的に行うため、必要に応じて関係地方公共団体等との調整が図られていること。
	⑨ 地元の要望が高く、合意形成がなされていること	事業の実施について地元から要望があるとともに、用地の確保が必要な場合等にあっては、関係者の合意が得られていること。
	⑩ 高性能林業機械等による作業システムの確立に取り組んでいること	効率的・効果的な森林整備及び林業経営を実施するため、高性能林業機械等の導入による作業体系の確立に向けた取り組みが行われていること。

平成 年度新規要望箇所チェックリスト
(森林居住環境整備事業 [国有林]) (案)

流域（森林計画区）		都道府県	
森林管理署等		計画期間	～

I．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が 明確であること (必要性)	集落周辺国有林等において生活環境保全機能等住民生活等と密接に関連した機能の発揮が必要な森林の整備と併せて、これらの森林整備に必要な路網の整備を推進する必要があること。	☐
2. 技術的可能性が 確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業による効果 が十分見込まれる こと (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	☐
4. 管理経営の指針 に適合しているこ と	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	☐
5. 「自然と共生す る環境創造型事 業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に配慮した集落周辺国有林等の森林整備等が図られること。	☐

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の（ ）には、主として考えられる評価の観点を示している。

(森林居住環境整備事業 [国有林])

II. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の目標に関する事項 (有効性)	① 森林の重視すべき機能（3区分）に配慮した望ましい森林づくりが計画されていること。	☐
	② 山村地域における定住の促進、都市と山村との交流の促進のための事業として適切であること。	☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	① 森林整備と路網整備の連携など効果的な計画となっていること。	☐
	② 育成複層林施業（長期育成循環施業）、針広混交林化等の取り組みがなされていること。	☐
	③ 路網整備にあっては、森林・山村・都市を結び、森林整備の骨格としての役割が見込めること。	☐
	④ 防火機能又は防災機能を有するものであること。	☐
	⑤ 各々の事業内容の規格、規模等が適正であること。	☐
	⑥ 間伐材等の積極的な活用が図られていること。	☐
	⑦ 事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること。	☐
	⑧ 関連する他事業との調整が図られていること。	☐
	⑨ 地元の要望が高く、合意形成がなされていること。	☐
	⑩ 骨格的な林道や生活基盤の整備が不十分で、地域の活性化や安全・安心な暮らしの確保に影響があること。	☐

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の（ ）には、主として考えられる評価の観点を示している。

チェックリストの判定基準
(森林居住環境整備事業 [国有林]) (案)

I. 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域住民の生活環境の整備等を図ることができる地域であり、区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	整備内容ごとに、次の事項に該当すること。 ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、3区分に配慮した望ましい施業が計画されていること。 ・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存のための施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。

（森林居住環境整備事業〔国有林〕）

Ⅱ．優先配慮事項

評価の内容		判 定 基 準
1 事業 の 目 標 （有効性）	① 森林の重視すべき機能（3区分）に配慮した望ましい森林づくりが計画されていること	重視すべき機能の区分ごとの望ましい森林や、そこに早急に誘導するための方針が明らかにされているとともに、地域住民等の理解が得られていること。
	② 山村地域における定住の促進、都市と山村との交流の促進のための事業として適切であること	次のいずれかに該当すること。 ・ 山村の骨格的な路網の整備により、生活環境の改善、都市と山村の交流の促進等が図られること。 ・ 居住地周辺の森林環境の整備により、防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した居住環境としての森林の整備等が図られること。
2 事業 内 容 や 実 施 体 制 等	① 森林整備と路網整備の連携など効果的な計画となっていること	次の全てに該当すること。 ・ 森林整備と路網整備の連携が図られていること。 ・ 路網整備にあつては、林道と作業道等の効果的な配置が計画されていること。
	② 育成複層林施業（長期育成循環施業）、針広混交林化等の取り組みがなされていること	次の全てに該当すること。 ・ 森林の多面的機能の発揮のため、多様な森林づくりの取り組みがされていること。 ・ 過去の試験・研究成果を活用した施業方法等により計画されていること。
	③ 路網整備にあつては、森林・山村・都市を結び、森林整備の骨格としての役割が見込めること	森林整備の基盤、通勤・通学等及び都市と山村の交流の促進等に重要な役割を有するものであること。
	④ 防火機能又は防災機能を有するものであること	次のいずれかに該当すること。 ・ 林野火災の予防及び円滑な消火活動に資するものであること。 ・ 災害時に避難場所、迂回路となる等防災機能を有するものであること。
	⑤ 各々の事業内容の規格、規模等が適正であること	森林整備、路網及び付帯する施設の規格、規模等が適正なものとなっていること。
	⑥ 間伐材等の積極的な活用が図られていること	路網整備、付帯する施設の整備等にあたり、間伐材等を積極的に活用するよう計画されていること。
	⑦ 事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること	森林の賦存状況、整備の緊急性、関連施設の整備状況等に応じた適切な年度別計画であること。
	⑧ 関連する他事業との調整が図られていること	森林整備及び路網整備等を効果的に行うため、必要に応じて関係地方公共団体等との調整が図られていること。
	⑨ 地元の要望が高く、合意形成がなされていること	事業の実施について地元から要望があるとともに、用地の確保が必要な場合等にあつては、関係者の合意が得られていること。
	⑩ 骨格的な林道や生活基盤の整備が不十分で、地域の活性化や安全・安心な暮らしの確保に影響があること	次のいずれかに該当すること。 ・ 骨格的な林道の未整備により、地域全体の路網整備が遅れている地域であること。 ・ 限られた公道に依存し、日常の生活や経済活動等に支障が生ずるおそれのある地域であること。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（緑資源機構 水源林造成事業）（案）

（地区名： ）

Ⅰ. 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性）	水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること。	☐
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	☐
4. 事業の採択要件を満たしていること	独立行政法人緑資源機構業務方法書及び独立行政法人緑資源機構の締結する分収造林契約の対象地について（昭和36年8月2日付36林野政第2246号）等に規定された選定基準に適合していること。	☐
5. 事業の実施が確実に見込めること	造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に果たす能力等があること。	☐
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	自然環境の保全・形成の観点からみて、当事業が適当であること。	☐

注）評価項目を満たしている場合は、□の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（緑資源機構 水源林造成事業）（案）

（地区名： ）

Ⅱ.優先配慮事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①水土保全機能の発揮のための望ましい森林づくりが計画されていること。	☐
	②関係市町村の市町村森林整備計画との整合性が図られていること。	☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①効率的・効果的な計画となっていること。	☐
	②森林の多面的な機能の発揮に配慮した計画となっていること。	☐
	③適地適木，適期作業等自然的条件に適合していること。	☐
	④関連する他事業との調整が図られていること。	☐
	⑤過去に渇水被害が発生したダム，集落等の水源森林地帯であること。	☐

注）評価項目を満たしている場合は、□の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

チェックリスト判定基準（緑資源機構 水源林造成事業）（案）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること （必要性）	水源かん養機能が低下している土地で造林を実施して、急速に効果を発現させる必要があること。
2. 技術的可能性が確実であること	契約予定地の自然条件、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれる こと（効率性）	$B / C \geq 1.0$
4. 事業の採択要件を満たしている こと	次の全てに該当すること。 ・ 1～3号の保安林若しくは同予定地であること。 ・ 契約予定地の林況が無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。 ・ 権利関係が明確であって立木の担保ができること。 一団地の面積が5ha以上であること（併轄管理ができる数個の団地は一団地とみなす）。 ・ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地でないこと。
5. 事業の実施が確実に見込めるこ と	造林地所有者の意欲が高いこと、造林義務者の労務構成及び林業技術が事業を行う上で十分であること。
6. 「自然と共生する環境創造型事 業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られていること。

チェックリスト判定基準（緑資源機構 水源林造成事業）（案）

【優先配慮事項】

評 価 の 内 容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	① 水土保持機能の発揮のための望ましい森林づくりが計画されていること	水土保持機能の十分な発揮ための適切な施業方法等で計画されていること。
	② 関係市町村の市町村森林整備計画との整合性が図られていること	関係市町村の市町村森林整備計画の造林指針との整合性が図られていること。
事業内容や実施体制等に関する事項	① 効率的・効果的な計画となっていること	次の全てに該当すること。 ・ 適切な手法・工法による施業が計画されていること。 （コスト縮減が図られていること） ・ 森林整備に当たり既設路網の活用が図られていること。
	② 森林の多面的な機能の発揮に配慮した計画となっていること	次の全てに該当すること。 ・ 水土保持のほか、山地災害の防止、水源のかん養、木材生産等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっていること。 ・ 針広混交林化等の取り組みがなされていること。
	③ 適地適木、適期作業等自然的条件に適合していること	地域森林計画、市町村整備計画の標準的な方法、時期に沿った計画となっていること。
	④ 関連する他事業との調整が図られていること	事業地区における他事業の事業計画との間で、事業調整が図られていること。
	⑤ 過去に渇水被害が発生したダム、集落等の水源森林地帯であること	過去20年以内に渇水被害が発生した地域であること。

平成16年度新規採択チェックリスト（案）
（森林環境保全整備事業、農林漁業揮発油税財源身替林道事業）

事業名		都道府県名	
地区名		計画作成主体	計画期間 ～

I．必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること （必要性）	森林の有する多面的機能の発揮や安定的な林業経営等の観点から、当該事業が必要であること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等から判断して、当該事業の実施が技術的に可能であること。	☐
3. 事業による効率性が十分見込まれること （効率性）	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	☐
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱、要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐
5. 事業による効果の発現が図られること （有効性）	事業実施主体等の意欲、負担能力から判断して事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	☐
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。	☐

注）・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

II. 優先配慮事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の目標に関する事項	① 森林の重視すべき機能（3区分）に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること。	☐
	② 関係市町村の総合振興計画等との整合性が図られていること。	☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	① 森林整備と路網整備の連携など効果的な計画となっていること。	☐
	② 長期育成循環施業の導入、針広混交林化等多様な森林づくりの取り組みがなされていること。	☐
	③ 区域内の自然災害による被害地等の早期復旧が計画されていること。	☐
	④ 路網整備にあっては、適切な森林整備の基盤として不可欠であること。	☐
	⑤ 各々の施設の規格、規模等が適正であること。	☐
	⑥ 間伐材等の積極的な活用が図られていること。	☐
	⑦ 事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること。	☐
	⑧ 国有林、道路等の関係部局との調整が図られていること。	☐
	⑨ 地元の要望が強く、合意形成がなされていること。	☐
	⑩ 整備後の適切な保育や維持管理のための体制が整っていること。	☐
	⑪ 高性能林業機械等による作業システムの確立に取り組んでいること。	☐
	⑫ 林道整備にあっては、森林整備の基盤として不可欠であるとともに、山村住民の生活基盤等としても重要であること。	☐
	⑬ 施設整備にあっては、他事業との連携が図られていること。	☐
	⑭ 市町村合併に関連する市町村であること。	☐

注）・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成16年度新規採択チェックリストの判定基準（案）
（森林環境保全整備事業、農林漁業揮発油税財源身替林道事業）

I．必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること （必要性）	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、地域森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること （効率性）	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあつては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること （有効性）	次の全てに該当すること。 ・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。 ・ 関係者の経費負担能力があること。 ・ 地区内におけるこれまでの森林整備の実績、施設の利用状況からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の事項に該当すること。 ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業が図られること。 ・ 路網整備等にあつては、①土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、②必要に応じて野生動植物との共存のための施設整備が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。

II. 優先配慮事項

評価の内容		判定基準
1 事業の目標に関する事項	① 森林の重視すべき機能（3区分）に応じて望ましい森林づくりが計画されていること	区分ごとの望ましい森林の姿に誘導するための整備が計画されていること。
	② 関係市町村の総合振興計画等との整合性が図られていること	次の全てに該当すること。 ・ 関係市町村の総合振興計画、市町村森林整備計画等との整合性が図られていること。 ・ 森林所有者や地域住民等の理解が得られていること。
2 事業内容や実施体制等に関する事項	① 森林整備と路網整備の連携など効果的な計画となっていること	次の全てに該当すること。 ・ 森林整備と路網整備の連携が図られていること。 ・ 路網整備にあつては、林道と作業道等の効果的な配置が計画されていること。
	② 長期育成循環施策の導入、針広混交林化等多様な森林づくりの取り組みがなされていること	次の全てに該当すること。 ・ 地域森林計画、市町村森林整備計画を踏まえ、森林の多面的機能の発揮のための多様な森林づくりが計画されていること。 ・ 過去の試験・研究成果を活用した施業方法等により計画されていること。
	③ 区域内の自然災害による被害地等の早期復旧が計画されていること	次の全てに該当すること。 ・ 計画地内の被害地の賦存状況が把握されていること。 ・ 被害地の現況等に応じて必要な整備が計画されていること。
	④ 路網整備にあつては、適切な森林整備の基盤として不可欠であること	利用区域森林内に整備すべき森林が多く賦存し、これら整備のために路網整備が不可欠であること。
	⑤ 各々の施設の規格、規模等が適正であること	森林整備、路網その他施設の規格、規模等が適切なものとなっていること。
	⑥ 間伐材等の積極的な活用が図られていること	・ 路網整備、その他施設の整備等に当たり、間伐材等を積極的に活用するよう計画されていること。
	⑦ 事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること	森林の賦存状況、整備の緊急性、関連施設（路網、木材加工・流通施設等）の整備状況等に応じた適切な計画であること。
	⑧ 国有林、道路等の関係部局との調整が図られていること	森林整備及び路網整備等を効果的に行うため、必要に応じて森林管理署、道路・農道・環境等の部局との調整が図られること。
	⑨ 地元の要望が強く、合意形成がなされていること	事業の実施について、地元から強い要望があり、用地の確保が必要な場合等にあつては関係者の合意が得られていること。
	⑩ 整備後の適切な保育や維持管理のための体制が整っていること	次の全てに該当すること。 ・ 既存の森林整備や施設の維持管理が適切であること。 ・ 適切な保育や維持管理を行う体制が整っていること。 ・ 林道等の施設にあつては、管理規程等を定めること。
	⑪ 高性能林業機械等による作業体系の確立に取り組んでいること	効率的・効果的な森林整備及び林業経営のため、高性能林業機械等の導入による作業体系の確立に向けた取り組みが行われていること。
	⑫ 林道整備にあつては、森林整備の基盤として不可欠であるとともに、山村住民の生活基盤等としても重要であること	次のいずれかに該当すること。 ・ 地元住民の通勤、通学等として活用されること。 ・ 森林の総合利用のためのアクセスとして活用されること。 ・ 災害発生時の迂回路等として活用されること。
	⑬ 施設整備にあつては、他事業との連携が図られていること	他事業により関連施設の整備が行われる場合は、当該事業との連絡調整が図られていること。
	⑭ 市町村合併に関連する市町村であること	市町村合併の推進を支援する事業として有効であること。

平成16年度新規採択チェックリスト（案）
（森林居住環境整備事業）

事業名	都道府県名
地区名	計画作成主体
	計画期間
	～

I．必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が 明確であること (必要性)	地域の自然的・社会的条件等からみて、緑豊かな居住環境（フォレスト・コミュニティ）の創出のための森林整備や森林整備の土台となる骨格的な林道、生活環境基盤の整備等を総合的に推進する必要があること。	☐
2. 技術的可能性が 確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業による効率 性が十分見込まれ ること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	☐
4. 事業の採択要件 を満たしているこ と	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐
5. 事業による効果 の発現が図られる こと (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	☐
6. 「自然と共生す る環境創造型事 業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。	☐

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。
・項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

II. 優先配慮事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の目標に関する事項	① 森林の重視すべき機能（3区分）に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること。また、山村地域における定住の促進、都市と山村との交流の促進のための事業として適切であること。	☐
	② 関係市町村の総合振興計画等との整合性が図られていること。	☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	① 地域の森林・路網及び生活環境等の整備状況に応じた適切な事業の組み合わせにより、効果的な計画となっていること。	☐
	② 長期育成循環施業の導入、針広混交林化等多様な森林づくりの取り組みがなされていること。	☐
	③ 林道整備にあっては、森林・山村・都市を結び、森林整備の骨格としての役割が見込めること。	☐
	④ 各々の施設の規格、規模等が適正であること。	☐
	⑤ 間伐材等の積極的な活用が図られていること。	☐
	⑥ 施設整備にあっては、バリアフリー等の配慮がされていること。	☐
	⑦ 事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること。	☐
	⑧ 国有林、道路等の関係部局との調整が図られていること。	☐
	⑨ 地元の要望が強く、合意形成がなされていること。	☐
	⑩ 骨格的な林道や生活基盤の整備が不十分で、地域の活性化や安全・安心な暮らしの確保に支障を来していること。	☐
	⑪ 木材コンビナート等の生産・流通拠点が整備又は計画されている地域内であること。	☐
	⑫ 整備後の適切な保育や維持管理のための体制が整っていること。	☐
	⑬ 施設整備にあっては、他事業との連携が図られていること。	☐
	⑭ 市町村合併に関連する市町村であること。	☐

注）・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

**平成16年度新規採択チェックリストの判定基準
(森林居住環境整備事業)**

I. 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域の自然的・社会的条件等からみて、緑豊かな居住環境（フォレスト・コミュニティ）の創出や森林整備の土台となる骨格的な林道、生活環境基盤、山村と都市との交流基盤の整備を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的・地利条件からみて、技術的に可能な施設整備等が計画されていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあつては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	次の全てに該当すること。 ・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。 ・ 関係者の経費負担能力があること。 ・ 地区内におけるこれまでの林道整備の実績及びその他施設の利用状況等からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。 ・ 森林利用施設等の整備にあつては、利用見込みが適切であること。
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の事項に該当すること。 ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業が図られること。 ・ 路網整備等にあつては、①土地の形質の変更を最小限に抑え、るとともに、②必要に応じて野生動植物との共存のための施設が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。

II. 優先配慮事項

評価の内容		判定基準
1 事業の目標に関する事項	① 森林の重視すべき機能（3区分）に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること。また、山村地域における定住の促進、都市と山村との交流の促進のための事業として適切であること ② 関係市町村の総合振興計画等との整合性が図られていること	3区分ごとの整備目標に照らして適切な施業方法等で計画されているほか、森林基幹道や生活基盤等の整備にあっては次のいずれかに該当すること。 ・ 山村の骨格的な路網の整備により、生活環境の改善、都市と山村の交流の促進等が図られること。 ・ 豊かな自然等地域の立地条件、周辺地域における類似施設の整備状況からみて、当該事業が山村の定住促進、活性化に有効であること。 ・ 居住地周辺の森林環境の整備により、防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した居住環境としての森林の整備等が図られていること。 次の全てに該当すること。 ・ 関係市町村の総合振興計画、市町村森林整備計画等との整合性が図られていること。 ・ 森林所有者や地域住民等の理解が得られていること。
2 事業内容や実施体制等	① 地域の森林・路網及び生活環境等の整備状況に応じた適切な事業の組み合わせにより、効果的な計画となっていること ② 長期育成循環施業の導入、針広混交林化等多様な森林づくりの取り組みがなされていること。 ③ 林道整備にあっては、森林・山村・都市を結び、森林整備の骨格としての役割が見込めること ④ 各々の施設の規格、規模等が適正であること。 ⑤ 間伐材等の積極的な活用が図られていること。 ⑥ 施設整備にあっては、バリアフリー等の配慮がされていること ⑦ 事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること ⑧ 国有林、道路等の関係部局との調整が図られていること ⑨ 地元の要望が強く、合意形成がなされていること。 ⑩ 骨格的な林道や生活基盤の整備が不十分で、地域の活性化や安全・安心な暮らしの確保に支障を来していること ⑪ 木材コンビナート等の生産・流通拠点施設が整備又は計画されている地域内であること ⑫ 整備後の適切な保育や維持管理のための体制が整っていること ⑬ 施設整備にあっては、他事業との連携が図られていること ⑭ 市町村合併に関連する市町村であること。	次の全てに該当すること。 ・ 地域における各種施設整備の現状からみて、不可欠な事業内容となっていること。 ・ 他事業による施設整備等との連携が図られるとともに、近隣地域における類似施設の重複整備とならないこと。 ・ 森林整備に当たり既設路網の活用が図られていること。 次の全てに該当すること。 ・ 地域森林計画、市町村森林整備計画を踏まえ、森林の多面的機能の発揮のための多様な森林づくりが計画されていること。 ・ 過去の試験・研究成果を活用した施業方法等により計画されていること。 森林整備の基盤、通勤・通学等及び都市と山村の交流の促進等に重要な役割を有するものであること。 施設の利用見込み等に応じて適切な規格、規模で計画されていること。 路網整備や生活環境・交流施設の整備等に当たり、間伐材等を積極的に活用するよう計画されていること。 高齢者、障害者等の利用に配慮した施設整備が計画されていること。 森林の賦存状況、整備の緊急性、関連施設（路網、木材加工・流通施設等）の整備状況等に応じた適切な計画であること。 森林整備及び路網整備等を効果的に行うため、必要に応じて森林管理署、道路・農道・山村振興等の部局との調整が図られること。 事業の実施について、地元から強い要望があり、用地の確保が必要な場合等にあっては関係者の合意が得られていること。 次のいずれかに該当すること。 ・ 骨格的な林道の未整備により、地域全体の路網整備が遅れている地域であること。 ・ 限られた公道に依存し、日常の生活や経済活動等に支障が生ずるおそれのある地域であること。 大規模な木材生産・流通拠点施設が整備済み又は計画されている地域であって、安定的な木材の供給や関連施設の整備の緊急性が高いこと。 次の全てに該当すること。 ・ 既存の森林整備や施設の維持管理が適切であること。 ・ 適切な保育や維持管理を行う体制が整っていること。 ・ 林道等の施設にあっては林道管理規程等を定めること。 他事業により関連施設の整備が行われる場合は、当該事業との連絡調整が図られていること。 市町村合併の推進を支援する事業として有効であること。